

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化
に対処するための刑法等の一部を改正する法律案の概要

法務省刑事局

近年における犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化の状況にかんがみ、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定等を整備するとともに、組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備し、並びに情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するため、及びサイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定その他所要の規定を整備する。

1 「国際組織犯罪防止条約」の締結に伴う罰則等の整備の概要

- (1) 組織的な犯罪の共謀罪の新設〔組織的犯罪処罰法〕
- (2) 証人等買収罪の新設〔組織的犯罪処罰法〕
- (3) 犯罪収益規制関係規定の整備〔組織的犯罪処罰法〕
- (4) 贈賄罪及び関係罰則につき国外犯処罰規定の整備〔刑法，組織的犯罪処罰法等〕

2 強制執行を妨害する行為等に対する罰則整備の概要

- (1) 強制執行を妨害する行為についての処罰対象の拡充〔刑法〕
- (2) 上記犯罪及び関係罰則の法定刑の引上げ〔刑法等〕
- (3) 加重処罰規定の新設〔刑法及び組織的犯罪処罰法〕

3 ハイテク犯罪に対処するための法整備の概要

- (1) コンピュータ・ウイルスの作成，供用等の罪の新設等〔刑法〕
- (2) わいせつ物頒布等罪の構成要件の拡充〔刑法〕
- (3) 電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の整備等〔刑事訴訟法等〕
- (4) 通信履歴の電磁的記録の保全要請等〔刑事訴訟法等〕